

科学研究費助成事業（科学研究費補助金）研究成果報告書

平成25年6月10日現在

機関番号：12401

研究種目：若手研究（B）

研究期間：2009～2012

課題番号：21720223

研究課題名（和文）中世前期における地頭支配の歴史的意義に関する総合的研究

研究課題名（英文）General study on historic significance of *Jito* (a lord of a manor) rule in the earlier period of Middle Ages

研究代表者

清水 亮 (SHIMIZU RYO)

埼玉大学・教育学部・准教授

研究者番号：90451731

研究成果の概要（和文）：

- ① 今日の史料的条件に即して地頭請所・下地中分関係史料を網羅的に収集した。
- ② 地頭請所の設定・停廃に災害などが影響を及ぼしていた事例を複数明らかにした。
- ③ 地頭職の下地中分が現地に与えた影響を具体的に分析するため、安芸国三入荘を現地調査した。
- ④ 武士団が保有する軍事的テリトリーとそれに基づく職務とが鎌倉幕府勢力に接收され、荘園所職である地頭職に変換されていく様相を明らかにした。
- ⑤ 13世紀～15世紀末における武家領主組織が地域社会と結びついていく過程を年中行事との関わり方を通じて明らかにした。

研究成果の概要（英文）：

- ① □ Materials related to *jito ukesho* (a contract system in the Kamakura Period whereby the management of a manor is entrusted to a *jito*, or estate steward) and *shitaji chubun* (physical division of land) were gathered comprehensively in line with current requirements for historical materials.
- ② □ The study reveals a number of examples of the effects of events such as disasters on the establishment and abolition of *jito ukesho*.
- ③ □ Field work was conducted at Miirinoshō, Aki Province, in order to analyze the influence of *shitaji chubun* division of *jito* rights on the local area.
- ④ □ The study revealed that military territories and occupations based on them held by *bushidan* (band of warriors), as opposed to *shoen-koryo* (manors and public lands), were seized by the Kamakura Bakufu powers and made into *jito siki* under *shoen* rights.
- ⑤ □ The study revealed a process whereby organizations of warrior lords from 13th Century to the end of the 15th Century became linked to local society through patterns of involvement in annual events.

交付決定額

(金額単位：円)

	直接経費	間接経費	合計
2009年度	900,000	270,000	1,170,000
2010年度	900,000	270,000	1,170,000
2011年度	900,000	270,000	1,170,000
2012年度	900,000	270,000	1,170,000
総計	3,600,000	1,080,000	4,680,000

研究分野：人文学

科研費の分科・細目：日本史

キーワード：地頭請所，下地中分，鎌倉幕府，飢饉，災害，荘園制，武家領主，地域社会

1. 研究開始当初の背景

(1) 中世前期、とくに13世紀後半～14世紀に展開した地頭請所に関する通説的なイメージとは、荘園領主と地頭との間で一定額の年貢納入を行い、現地支配については地頭に委任するというものである。

また、下地中分とは、地頭と荘園領主の間で年貢納入や職務分担についての紛争が生じた結果、地頭が一円的に在在を支配する地頭方と荘園領主（多くの場合は領家）が一円的に在在を支配する領家方とに、荘園を田地ごと、あるいは領域ごとに区分する支配の方式である。下地中分は、同一荘園内における複数の地頭の間でも行われた実例がある。

(2) 地頭請所・下地中分については、鎌倉後期に事例が頻出することから、当該期における地頭領主制の進展、荘園制衰退の指標として位置づけられてきた。地頭請所には、地頭の年貢納入義務が契約事項に盛り込まれていること、下地中分についても荘園領主側の積極的な地掌握指向が存在したことが、1960年代段階ですでに指摘はされていた。しかし、それにもかかわらず、1980年代までは、地頭請所・下地中分を地頭領主制の進展の現れとみなす研究動向・認識が一般的であった。その背景には、中世を通じて武家領主（≒在地領主）が荘園制を打破して地域的支配を実現していく、という領主制理論の影響があった。

(3) しかし、荘園制成立史研究の進展に対応して、地頭が荘園制を侵食していくというイメージを相対化する研究動向が現れた。

高橋一樹氏は、鎌倉幕府が荘園制支配において担った役割を考察し、鎌倉中期以降、地頭補任地および御家人領（地頭でない御家人を含む御家人の権益全般）が荘園制支配の基盤として機能していた、という見解を提示している（同『荘園制の変質と公武権力』『歴史学研究』794、2004）。この研究は、鎌倉後期の地頭を荘園制支配の基盤としてあらためて評価した点で重要であった。

清水亮は、地頭支配が荘園制支配の基盤として国家的・社会的認知を獲得する背景を検討し、寛喜の大飢饉からの復興過程（1230年代）に展開した東国出身地頭の西国所領での荒野開発に着目した。そして、これらの事業が鎌倉幕府の政治的後援を受けつつ、現地においては没落百姓の救済・新規雇用の創出効果をもたらした、荘園領主にとっては年貢の回復をもたらすものであったことを明らかにした（清水亮『鎌倉期地頭領主の成立と荘園制』同『鎌倉幕府御家人制の政治史的研究』校倉書房、2007、初出2006）。

これらの研究によって、鎌倉中期以降、地

頭が荘園制支配の基盤として国家・社会双方から認知される過程について、一定の見通しが提示された。

2. 研究の目的

(1) 前項「研究開始当初の背景」を踏まえた上で示される研究課題とは、領主制理論の影響下で形成された、地頭の荘園支配拡大（荘園領主権の縮小）のあらわれとして地頭請所・下地中分を評価する通説的見解の相対化である。

(2) 地頭領主制論の枠組みから離れた上で、「鎌倉後期において地頭請所・下地中分の事例が増加したのはなぜか？」という問題にとりくむためには、「鎌倉時代、とくに鎌倉後期の地頭が、中世国家運営・荘園制支配においてどのような役割を担っていたのか？」という問題をも設定する必要がある。これらの問題意識をふまえて、本研究課題に関わる事例を網羅的に収集し、具体的に分析を進める。

(3) 上記(2)の課題を解決するためには、鎌倉後期の荘園領主層・地域社会が地頭請所・下地中分を受け入れた（選択した）背景を具体的に検討する必要がある。この営為を踏まえた上で、鎌倉幕府の地頭請所・下地中分政策の沿革・個々の政策の背景・影響を時系列的に分析していく。

これらの作業を通じて、本研究では、鎌倉後期の荘園制における地頭と幕府の役割を正確に把握することを目指す。

3. 研究の方法

(1) 地頭請所・下地中分事例の再収集

今日の史料的条件の進歩を踏まえて、1980年代までに蓄積された地頭請所・下地中分（あるいは中分ではない下地分割）の事例を再検索する。

この作業によって、従来の研究水準を超える質・量の地頭請所・下地中分関係史料を検出できると予想する。

(2) 個々の事例における地頭請所化・下地中分化の背景・手続きの検証

地頭請所・下地中分については、これらの契約がなされる過程において、地域社会の民衆を含めた諸階層が合意形成を行う具体相を、個々の事例に即して復元する必要がある。これらの作業によって、地頭請所・下地中分について、個々の地頭、地域社会、国家支配層がどのような国家的・社会的意義を認めていたのか（あるいは認めていなかったのか）を明らかにしたい。

(3) 地頭請所・下地中分実施事例における地域的区分の設定

地頭請所・下地中分の対象となった所領の立地、それらの所領を持つ地頭の特徴を明らかにしたい。地頭請所・下地中分の区分については、先行研究において、東国・畿内近国・西国という地域区分が提示されている。しかし、この区分は、地頭請所・下地中分の実施事例から領主制進展の地域的相違を把握するために設定されたものであった。

そこで、本研究では、東国・畿内近国・西国・九州という地域区分を採用した。九州を追加した理由は、当該地域がモンゴル戦争の軍事的基盤であるため、徳政政策など、公武権力による特殊な国家政策が持ち込まれた可能性を想定しうるからである。

(4) 地頭請所・下地中分実施事例と地頭の鎌倉幕府内における地位の相関関係の検証

1950～60年代の鎌倉幕府御家人制研究の成果は、地頭のほとんどが東国出身者（東国御家人）であったことを明らかにしている。一方、近年の研究によって、鎌倉末期には幕府の意志決定に関わる「特権的支配層」（北条氏一門・御内人上層部・法曹官僚・有力外様御家人の一部）が形成されていたこと、彼らがモンゴル戦争・アイヌ民族（蝦夷）蜂起・悪党の活動に対応するため、大規模所領や流通・交通の要衝を獲得していたことが浮き彫りにされている。

上記の研究動向を踏まえ、「特権的支配層」と一般地頭の区分を意識した地頭請所・下地中分事例の実施状況の分析が必要であると考えた。すなわち、末期鎌倉幕府「特権的支配層」の政策や権力形態が、地頭請所・下地中分実施とどのように関わるのか？という問題を、「特権的支配層」の所領とそれ以外のケースとでいったん別個に考えた上で、総合的に検討するという方法を設定した。

4. 研究成果

(1) 今日の史料的条件に即した地頭請所・下地中分事例の収集

本研究期間を通じて、『鎌倉遺文』、『大日本史料』第5・6編、『南北朝遺文中国・四国編』、『南北朝遺文九州編』、『南北朝遺文関東編』、『南北朝遺文東北編』既刊分に加えて、『大日本古記録』、『史料纂集』、『史料大成』などの古記録類、各地の自治体史料編、学術雑誌に掲載された史料紹介等を通覧した。この作業によって、13～14世紀における地頭請所・下地中分の事例を、ほぼ収集し得たと考える。

(2) 鎌倉幕府地頭請所政策の再検討

これまでに収集した鎌倉時代の地頭請所関係史料（とくに鎌倉幕府の裁許事例）と、地頭請所に関する鎌倉幕府法を照合した結果、鎌倉幕府の地頭請所保護政策には、複数の時間的基準が存在していたこと（たとえば「〇〇年間までに設定された請所は保護する」などの趣旨）を確認した。

鎌倉幕府地頭請所政策において、複数の時間的基準が存在していたこと自体は先行研究でも指摘されていた。しかし、それらの基準設定の意味や背景、基準の運用のあり方については、踏み込んだ分析がなされてきたとはいえない。

そこで、本研究では、地頭請所が設定された所領の本所（荘園の最高領主）・地域を考慮して、上記の課題について、通時的に検討を加えた。

これらの検討成果に関わる発表媒体・時期が確定していないため、成果のすべてを述べることは出来ないが、さしあたって、以下の事柄を指摘しておきたい。

- ① 地頭請所設定・解除の事例には災害・戦乱への対処とみなせるケースが複数存在しており、そのような社会的事情が鎌倉幕府の請所政策に影響を与えていたふしがある。
- ② 鎌倉幕府が荘園・公領の所務に直接関与する所領において、鎌倉幕府の地頭請所政策、あるいはそれを察知して自己の利益を図ろうとする人々の動向が顕著にあらわれる傾向がある。

上記①②をふくむ鎌倉幕府地頭請所政策と地頭・民衆・本所勢力の相互関係を明らかにすることで、鎌倉幕府地頭請所の歴史的意義を把握しなおすことが可能になるであろう。

(3) 下地中分実施事例の再検討

①鎌倉期下地中分再検討の視角

鎌倉期における地頭の下地中分事例については、その多くを占める領家・地頭間相論について、(2)「鎌倉幕府地頭請所政策の再検討」と同様に、下地中分実施事例の直接的契機とともに、下地中分事例が増加した社会的・政治的背景の検討を進めている。

この課題についても、まだ発表時期や媒体などを確定していないため、成果のすべてを述べることはできないが、さしあたって、以下の見通しを提示しておきたい。

- A) 鎌倉後期に、地頭・荘園領主双方が下地（現地支配権・収益権）を直接把握しようとする指向を有していた、とする従来の研究成果は、現状では継承するべきである。
- B) 荘園領主が荘園の下地を直接掌握しようとする背景については、地頭との対立のみならず、荘園領主（公家・寺社）個々

が固有に直面していた社会的・政治的危機、あるいは公家社会・寺院社会自体に存在した矛盾との関係を具体的に検証する必要がある。

- C) 下地中分が実施された（あるいは実施される予定にあった）所領において、内部の村落をはじめとした荘園領域の分割が実現されえたか否かを精査する必要がある。今日、地域社会史・村落史が進展する一方、地頭支配の研究は停滞状況にある。地域社会史・村落史の達成を踏まえた上で、下地中分（分割）の実態把握を慎重に行う必要がある。

② 下地中分事例の具体的分析

地頭・荘園領主間相論の帰結としての下地中分（分割）の事例が13世紀末以降に多く見出される一方、地頭相互の紛争の結果、荘園の地頭職が中分（分割）される事例が13前半には見出される。それらは、安芸国三入荘（地頭熊谷氏）・肥後国人吉荘（地頭相良氏）における地頭職の下地中分・下地分割の幕府裁許である。

本研究では、地頭職の下地中分（分割）を具体的な分析対象とすること、その具体例として安芸国三入荘の事例を取り上げることにした。その理由は、以下のとおりである。

- A) 地頭職の下地中分（分割）が、領家・地頭間で実施された下地中分の多くよりも時期的に早い、13世紀前半に行われたことの意味を解明する必要がある。なぜなら、地頭職は、鎌倉幕府が処分できる所職であり、鎌倉幕府による地頭職中分（分割）の裁許は、下地中分・分割に関する鎌倉幕府や地頭たちの指向を把握するのに好個の事例であると予想されるからである。
- B) 安芸国三入荘に関わる史料には、中世武家文書として日本屈指の質量を有する「熊谷家文書」がある。これらの分析を通じて、三入荘の地頭職分割によって三入荘の在地構造にどのような変化がもたらされたか（あるいはもたらされなかったか）を再検証する余地がある。
- C) 鎌倉末期の安芸国三入荘地頭熊谷直経の所領については、近年の現地調査によって、従来の認識よりも局限された規模であった可能性が指摘されている。この成果を継承あるいは検証することによって、Bで提示した地頭職分割後の「三入荘の在地構造」を、熊谷氏一族の所領知行のあり方から把握しなおす余地がある。
- D) 13世紀前半に地頭職中分がなされた肥後国人吉荘については、「相良家文書」という、やはり日本屈指の質量をもつ中世武家文書群や地頭相良氏の氏寺の文書群である「願成寺文書」などの豊富な関係史料がある。

三入荘での分析結果を、肥後国人吉荘の研究蓄積と比較することによって、13世紀前半における地頭職中分（分割）の歴史的意味を把握する手がかりを提示しうる。

以上の見通しを踏まえて、三入荘故地の現地調査を実施した。その結果、三入荘故地に関わる近世・近代史料が残されていることがわかった。これらの史料を分析するとともに、その成果を現地に残る地形・地名・水利慣行と照合することで、上記の課題について、立体的に迫りうることを確認した。

(4) 12世紀武士団（≒在地領主）の権益と鎌倉幕府地頭職との関係の解明

①研究成果

先行研究では、地頭請所をふくむ請所の淵源として、11～12世紀における郡郷請負の存在が注目されている。また、下地中分と単純に同一視できないが、治承・寿永内乱の戦後処理過程で鎌倉幕府が進めた荘園領域の再編成が、荘園公領制の確立と関連づけて論じられている。すなわち、鎌倉幕府が、平家一門の権益が設定された郡規模の半不輸領（郡の収益を荘園領主と国衙とで分け取りした所領）を中心に、それらの「片寄せ」（得分などを規準とした郡内の荘園・公領の領域分割化）を進めたという事実である。

これらの研究成果は、地頭請所・下地中分研究において、鎌倉幕府成立以前における武士団の権益や荘園・公領支配のあり方を把握する必要性を示唆している。

そこで、鎌倉幕府における本領安堵地頭・謀叛人跡地頭の前提となる、12世紀武士団（≒在地領主）の権益の実態解明を進めた。本領安堵地頭の前提事例として、武蔵国秩父平氏の有力武士畠山氏を検討した。その結果、畠山氏の所領として確定できるのは本領である武蔵国男衾郡畠山郷と摂関家領武蔵国稲毛荘であり、それらの周囲の武士団と同盟関係・主従関係を形成することで勢力圏（軍事的テリトリー）を形成したことを解明した（後掲「5」、雑誌論文⑥、図書③、学会報告①・②）。

一方、謀叛人跡地頭の前提事例として、薩摩平氏の族長的存在である阿多氏とその権益を検討した。その結果、阿多氏は、平氏の薩摩国支配下で獲得した薩摩国目代・押領使の職務を利用しつつ、薩摩半島中部にまとまった勢力圏（軍事的テリトリー）を形成していたことを明らかにした。さらに、阿多氏の権益を継承した東国御家人たちの地頭職とは、鎌倉幕府の敵と認識された阿多氏の勢力圏やそれに基づいた職務を「跡所領」として没収したものであり、郡司職・下司職など単位所領に即して設定された所職とは必ずしもいえないことを明らかにした（後掲「5」、

図書⑧)。

これらの研究、とくに薩摩平氏の研究によって、鎌倉幕府地頭職の前提には、荘園制下で形成された下司職・郡司職のみならず、武士団が軍事的に実効支配した勢力圏やそれに淵源を持つ職務も含まれることが明確になった。

すなわち、鎌倉幕府は、武士団の軍事的テリトリーとそれらに基づく職掌、とくに敵方武士団のそれを地頭職という荘園制の所職に変換することによって、荘園制の構造に改変を加えていたことになる。

(5) 中世武家領主の所領支配における年中行事の機能とその変遷の検討

中世武家領主(≒在地領主)が存立しうる条件として、i) 武家領主組織(≒武士団)の自律性、ii) 所領を含む地域社会からの承認、iii) 領主としての国家的承認、の三つをさしあたって提示することができる。

上記三つの条件のうち、iii)については、12～14世紀前半を対象として、本研究の成果(1)～(3)で具体的な検討を進めている。(なお、iiiの実効性については、中世後期(とくに15世紀中葉以降)に顕著な減退がみられると考えている(2007年度歴史学研究会日本中世史部会大会報告を参照))。

しかし、武家領主支配、ひいては地頭支配のあり方を荘園制や中世国家との関係にひきつけて考えるだけでは、武家領主あるいは地頭が在地領主として存立しえたことの意味を総合的に理解することは難しい。

そこで、中世武家領主(≒在地領主)の存立条件としてあげたi・iiを検討するため、中世武家領主の組織と年中行事執行形態の変遷を関連づけて、13世紀～15世紀末までを通して把握することをめざした。

その結果、13世紀段階の武家領主組織と年中行事の関係について、以下の知見を得た。

A) 13世紀においては、武家領主の組織自体が流動的であるがゆえに、武家領主組織の主従関係に即した年中行事の執行自体が定式化していなかったと考えられる。

B) 一方、13世紀中葉以降の武家領主組織は、所領内の在地年中行事に関与し、民衆とともに所領内の安穏を維持する機能を強化していった。

C) 武家領主が所領内の年中行事に参加していく過程で、所領内の沙汰人層が領主組織に編成される傾向が見出される。武家領主は、彼らをも通じて民衆から領主としての承認を獲得した。

そして、武家領主組織の主従関係に関わる年中行事の整備・定式化と、所領内の在地年中行事を領主組織内部の年中行事とリンクさせていく状況が、中世を通じて進行してい

ったという見通しを提示した(後掲「5」、図書②)。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文](計6件)

- ① 清水亮、書評 木村茂光著『初期鎌倉政権の政治史』、人民の歴史学、東京歴史科学研究会、査読無、195号、2013、pp. 24-30
- ② 清水亮、八坂神社文書「旧建内文書 社領十八」所収の安保氏関係文書調査概報、埼玉地方史、埼玉地方史研究会、査読無、2012、pp. 29-35
- ③ 清水亮、鎌倉幕府の成立と多摩の武士団、多摩のあゆみ、(財)たましん地域文化財団、査読無、143号、2011、pp. 14-23
- ④ 清水亮、地域史料教材化の前提、埼玉社会科学教育研究、埼玉社会科学教育研究会、査読有、17号、2011、pp. 27-32
- ⑤ 清水亮、関東の中世史を歩き、関東の中世史料を読む、人民の歴史学、東京歴史科学研究会、査読無、187号、2011、pp. 1-10
- ⑥ 清水亮、在地領主としての東国豪族的武士団一畠山重忠を中心に一、地方史研究、地方史研究協議会、査読有、348号、2010、pp. 19-36

[学会発表](計3件)

- ① 清水亮、武蔵武士団のテリトリーと交通—秩父一族と横山党—、馬の博物館特別展シンポジウム「武士と馬と街道と」、2013年5月11日、於馬の博物館
- ② 清水亮、中世関東の政治と支配システム—鎌倉街道を中心に—、埼玉県地域研究発表会、2012年7月29日、於埼玉県立歴史と民俗の博物館
- ③ 清水亮、関東の中世史を歩き、関東の中世史料を読むということ、東京歴史科学研究会入門講座、2010年7月4日、於早稲田大学

[図書](計10件)

- ① 湯山学、岩田書院、相模国の中世史増補版 湯山学中世史論集6、2013、483 (清水亮執筆部分「解説」pp. 459-479)
- ② 遠藤基郎編、竹林舎、生活と文化の歴史学2 年中行事・神事・仏事、2013、597 (清水亮執筆部分 pp. 396-421)
- ③ 清水亮編著、戎光祥出版、シリーズ・中世関東武士の研究第七巻 畠山重忠、2012、365 (清水亮執筆部分 pp. 1-2、pp. 6-32、pp. 173-197、pp. 332-365)
- ④ 佐藤和彦・山田邦明・伊東和彦・角田朋彦・清水亮編、東京堂出版、南北朝遺文関東編第五巻、2012、316

- ⑤ 山本博文・堀新・曾根勇二編、清水亮ほか共著、柏書房、消された秀吉の真実、2011、325 (清水亮執筆部分 pp. 295-321)
- ⑥ 日本史史料研究会編、清水亮ほか共著、日本史史料研究会、中世政治史の研究、2010、1112 (清水亮執筆部分「鎌倉・南北朝期在地領主の一族結合と『町場』」 pp. 603-626)
- ⑦ 佐藤和彦、山田邦明、伊東和彦、角田朋彦、清水亮編、東京堂出版、南北朝遺文関東編第四巻、2010、321
- ⑧ 入間田宣夫編、清水亮ほか共著、高志書院、兵たちの時代 I 兵たちの登場、2010、256 (清水亮執筆部分「鎌倉幕府の九州支配と薩摩平氏」 pp. 152-173)
- ⑨ 湯山学、岩田書院、武蔵武士の研究 湯山学中世史論集 3、2010、369 (清水亮執筆部分「解説」 pp. 349-366)
- ⑩ 佐藤和彦、山田邦明、伊東和彦、角田朋彦、清水亮編、東京堂出版、南北朝遺文関東編第三巻、2009、326

6. 研究組織

(1) 研究代表者

清水 亮 (SHIMIZU RYO)
埼玉大学・教育学部・准教授
研究者番号：90451731

(2) 研究分担者

なし

(3) 連携研究者

なし